

## 中学生地域交流推進事業助成金交付要綱

制定	平成16年	4月	1日	青少年育成課長決裁
改正	平成20年	4月	1日	青少年育成課長決裁
	平成21年	7月	1日	青少年育成課長決裁
	平成24年	4月	1日	青少年育成課長決裁
	平成24年	8月30日		青少年育成課長決裁
	平成28年	3月25日		青少年育成課長決裁
	平成29年	3月24日		市民局長決裁
	令和2年	4月	1日	生涯学習課長決裁
	令和4年	4月	1日	文化市民局長決裁
	令和6年	2月14日		生涯学習課長決裁
	令和7年	3月27日		市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中学生に地域社会の一員としての誇りや地域への親しみを育むために行われる地域のふれあい交流活動を通し、中学生の健全育成を推進する団体に対して交付する中学生地域交流推進事業助成金助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2条 この要綱において助成の対象となる団体とは、中学校区を単位に中学生の健全育成を目的として結成され、中学生と地域住民との交流活動に取り組む地域の団体をいう。

2 前項に規定する団体は、1中学校区につき1つの団体とする。

### (助成対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）は、中学生と地域住民との交流を通し、中学生の健全育成を図ることを目的として、その地域で行われる次に掲げる活動とする。ただし、この他にも事業を実施する過程において中学生の参画と地域交流が図られ、その効果が大きいと認められる場合は、助成の対象とする。

- (1) 地域の環境をきれいにする活動（清掃活動、花いっぱい運動など）
- (2) 身近な自然とふれあう活動（ウォークラリー、キャンプなど）
- (3) 世代間の理解や文化を深める活動（青少年の意見発表、音楽会、文化祭など）
- (4) スポーツで一緒に汗を流す活動（ソフトボール、ソフトバレーなど）
- (5) 災害を未然に防ぐ活動（防災訓練、身近なもので作る救命グッズなど）

### (助成期間)

第4条 この助成対象活動の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第3条に規定する助成対象活動を実施するに当たり直接必要な経費であって別表1に定めるものとする。

### (助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する助成対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、助成対象経費が160,000円を超える場合は、80,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

3 国、本市及び他の地方公共団体から補助金等を受けているときは、当該団体より受けた補助金等を対象経費から減じた額を当該対象経費とする。

### (交付申請)

第7条 助成金の申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、事業実施前に市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 会則又は規約
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する助成金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付決定を行うものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 助成金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

4 助成金の交付は、申請者ごとに毎年度1回行うものとする。

(助成金の交付を受けた団体に対して依頼すべき事項)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体に対し、補助金を活用している旨を補助事業の実施に際して作成するホームページ、ポスター、チラシ、パンフレットその他の資料に明記するよう求めるものとする。

(計画変更の申請)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業計画変更申請書（様式第3号）に第7条各号の書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成対象活動の予算を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象活動の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成対象活動を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、助成金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象活動が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書（領収書など内容が確認できる書類を含む）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する活動実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金額を確定する。

2 前項の規定により助成金の交付を確定した場合は、助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 第1項の規定により、助成金の一部、又は全部の減額を行った場合、前項に規定する通知書に理由を付して、その旨を通知する。

(助成金の交付等)

第13条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成対象活動の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象活動の性質上その活動の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括して概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする団体は、助成金概算交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 第2項の規定により助成金の概算交付を決定した場合は、助成金概算交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(決定の取り消し)

第14条 概算交付を受けた団体で、その助成対象活動実績が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

- (2) 助成金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(助成金等の返還)

第15条 市長は、助成金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金等の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第16条 助成事業者等は、第14条の規定による取消しを受け、助成金等の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者等の納付した金額が返還を請求された助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金等の額に充てられたものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第17条 市長は、助成事業者等が助成金等の返還を請求され、当該助成金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、熊本市補助金交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱の施行後3年(令和10年3月31日)を経過した場合において、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表1 (第5条関係)

- |   |
|---|
| (1) 報償費<br>(講師謝礼、賞品代など)                       |
| (2) 需用費<br>(消耗品、食糧費、印刷製本費、材料費、写真代、コピー代、医薬品など) |
| (3) 燃料光熱費<br>(催し物・会議等の冷暖房料など)                 |
| (4) 役務費<br>(郵便代、傷害保険料、楽器の運搬費など)               |
| (5) 使用料及び賃借料<br>(会議・催し物等の会場使用料、音響機器の賃借料など)    |

※ 講師謝礼金は、1人あたり1万円以内とする。旅費は対象外。

※ 需用費は、原則的に単価が1万円未満の物品とする。

※ 食糧費は、事業参加者に対する飲み物代のみを対象とする。

助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

中学生地域交流推進事業助成金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の目的及び内容
- 3 助成対象事業費
- 4 交付を受けようとする助成金の額と、その算出基礎
- 5 確認事項（該当する場合、□の中に「✓」をつけてください。）
  - 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるものに該当しないことを宣誓します。
- 6 添付書類
  - (1) 事業実施計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 役員名簿
  - (4) 会則又は規約

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度中学生地域交流推進事業に対する助成金については、中学生地域交流推進事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業等の目的及び対象となる事業
- 3 助成対象事業費及び助成金額は、次のとおりとする。

助成対象事業費	円
助成金額	円
- 4 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 助成事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に、事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
  - (5) その他
- 6 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し又は報告を徴することがある。

様式第3号（第10条関係）

助成事業計画変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 発第 号で助成金交付決定のあった 年度中学生地域交流推進事業については、下記のとおり計画変更したのでご承認願います。

記

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類  
助成金交付決定通知書
- 4 （その他）

発第 号  
年 月 日

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長

助成金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度中学生地域交流推進事業に対する  
助成金については、中学生地域交流推進事業助成金交付要綱第10条の規定により次のとおり取消・変更した  
ので通知します。

記

1 助成金 円

2 取消・変更の理由

発第 号  
年 月 日

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長

助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度中学生地域交流推進事業に対する助成金については、中学生地域交流推進事業助成金交付要綱第12条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 助成金 円

助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 発第 号で通知のあった 年度中学生地域交流推進事業  
に係る助成金について、下記のとおり概算交付いただきますようお願いいたします。

記

1 助成金概算交付申請額 \_\_\_\_\_円

2 助成金の概算交付申請理由

発第 号  
年 月 日

住 所

申請者 名 称

代表者 様

熊本市長

助成金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度中学生地域交流推進事業に係る助成金については、中学生地域交流推進事業助成金交付要綱第13条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 助成金概算交付額 円

助成事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書（領収書などを含む）
- (3) その他事業実施報告書